

プロポーザル方式実施説明書

第1章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 事業の概要

- ア 事業名 沖縄県消防指令センターシステム整備事業
- イ 業務内容 「沖縄県消防指令センターシステム整備事業 システム仕様書・保守仕様書」のとおり
- ウ 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- エ 契約上限金額 4,106,869,849円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	業務説明資料	
3	プロポーザル方式実施説明書	
4	システム調達仕様書・保守仕様書	
5	沖縄県消防指令センター全体更新等整備事業にかかる協定書（案）	
6	候補者選定基準	
7	提案書評価表	
8	提案書作成要領	
9	様式第1号	参加意向申出書
10	様式第2号	参加資格確認結果通知書
11	様式第3号	事前説明会参加届
12	様式第4号	現地調査申請書
13	様式第5号	企画提案書関係書類提出書
14	様式第6号	結果通知書
15	様式第7号	委任状
16	様式第8号	暴力団排除に関する誓約書
17	様式第9号	プロポーザル参加辞退届
18	様式第10号	質問書
19	様式第11号	提案見積書
20	様式第11号-1	関係団体別設置機器一覧
21	様式第12号-1	機能適合証明書（機能要件）（指令系）
22	様式第12号-2	機能適合証明書（機能要件）（OA系）
23	様式第13号	維持管理費見積

24	様式第13号-1	維持管理費見積（保守費見積）
25	様式第13号-2	維持管理費見積（中間更新費見積）
26	別記1	入札参加資格審査申請に準じた書類
27	別冊1	消防OAシステム
28	別冊2	消防OAシステム 帳票
29	別紙1	機器数量表
30	別紙2	システム全体構成図
31	別紙3	既設無線チャンネル一覧
32	別紙4	出動車両運用管理装置車両一覧
33	別紙5	石綿含有調査対象一覧
34	別紙6	保守対象機器一覧
35	別紙7	現行無線系ネットワーク構成図 現行指令系ネットワーク構成図
36	別紙8	OAパッケージ類一覧

(3) スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

参加申込書受付期間	令和6年4月22日（月）から 令和6年5月17日（金）午後5時
事前説明会受付期限	令和6年4月25日（木）正午
事前説明会開催日	令和6年4月26日（金）午後2時
質問書受付期間	令和6年4月26日（金）から 令和6年5月10日（金）午後5時
市HPへ回答の公表	令和6年5月15日（水） ※申込関連 令和6年5月17日（金） ※仕様関連
参加資格確認結果通知書交付日	令和6年5月24日（金）午後5時
企画提案書等（機能適合証明書含む） 提出期間	令和6年5月24日（金）から 令和6年6月7日（金）午後5時
審査の実施予定日	令和6年6月21日（金）（予定）
結果通知日	令和6年6月下旬（予定）
業務委託に係る協議期間	令和6年6月下旬から7月上旬（予定）
契約締結（仮契約）	令和6年7月中旬（予定）
契約締結（本契約）	令和6年8月（予定）

2 担当部署及び問い合わせ先

〒904-2224 沖縄県うるま市字大田44番地1

うるま市消防本部 消防政策課

電話 098-975-2005 FAX 098-973-8313

メールアドレス syo-soumuka@city.uruma.lg.jp

3 参加するために必要な資格

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 令和5・6年度の競争入札参加資格（物品）の認定を受けている者であること。
 - イ 引き続き1年以上業務を営んでおり、入札参加資格審査申請に準じた書類を参加意向申出書の提出期限日までに提出した者であり、国税及び納期限が到来しているうるま市税に未納がない者であること。
- (3) プライバシーマーク（一般社団法人日本情報経済社会推進協会認証）又はISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム認証）、若しくはこれらと同等の規格を有している者を体制に含めており、かつ、うるま市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月24日条例第1号）を遵守できること。
- (4) 「うるま市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成17年告示第12号）」別表及び「うるま市庁舎等管理及び物品製造指名業者選定委員会要綱（平成30年訓令第5号）」別表（以下「指名停止措置要綱」という。）による入札参加停止期間中でないこと。また、入札参加有資格業者以外の者にあつては、指名停止措置要綱に定める措置要件に該当する行為を行っていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 沖縄県内に事業所等の拠点があり、障害発生時に3時間以内で駆け付け対応できる体制を持っている者であること。ただし、離島消防（石垣市、宮古島市、久米島町）においては対象外とする。

4 参加手続き等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

ア 受付期限 令和6年5月17日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出先 うるま市消防本部 消防政策課 消防企画係

ウ 提出方法 持参又は郵送

（持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く）

（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

エ 提出書類

（ア） 参加意向申出書（様式第1号）

（イ） 参加資格を確認するために必要な書類

・ 国税 納税証明書（その3の3）（証明書の日付は提出日の3ヶ月以内）

・ 都道府県民税納税証明書（証明書の日付は提出日の3ヶ月以内）

・ うるま市又は企画提案者が所在する自治体 完納証明書

（証明書の日付は提出日の3ヶ月以内）

・ プライバシーマーク又はISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム認証取得を証明するもの等） ※任意様式、写し可

・ 前3（7）を確認することができる沖縄県内事業所等の一覧表 ※任意様式

・ 暴力団排除に関する誓約書（様式第8号）

（ウ） 別記1に掲げる入札参加資格審査申請に準じた書類

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

ア 交付場所 うるま市消防本部 消防政策課 消防企画係

イ 日 時 令和6年5月24日（金）午後5時以降（予定）

（午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く）

ウ その他 電話連絡等はしない。

※ なお、郵送を希望する場合は、参加意向申出書を提出する際に、84円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

(3) 参加資格がないと認められた者の理由説明要求

（2）で参加資格がないと認められた者は、市に対し、次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出方法 理由説明要求書の持参又は郵送

（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

イ 提出期限 令和6年5月31日（金）午後5時まで（必着）

（午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く）

ウ 提出先 うるま市消防本部 消防政策課 消防企画係

エ 様 式 任意様式

(4) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をすること。質問に対する回答は、企画提案書提出期限の3日前まで、うるま市消防本部（消防政策課）において閲覧に供するとともに、参加資格を認められた者全員に通知する。
なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限 令和6年5月10日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出先 うるま市消防本部 消防政策課 消防企画係

ウ 提出方法 電子メール（着信確認を行うこと。）

エ 回答及び方法 令和6年5月15日（水） ※申込関連

令和6年5月17日（金） ※仕様関連

市HPへ回答を公表する。

(5) 事前説明会の開催

本プロポーザルに係る説明会を次のとおり開催する。なお、事前説明会への参加は、任意とし、参加しない場合でも、本プロポーザル方式におけるその後の手続きに参加できるものとする。

ア 開催日時 令和6年4月26日（金）午後2時（予定）

イ 開催場所 Web方式

ウ 参加方法 事前説明会参加届（様式3）を提出すること。

（ア） 提出期限 令和6年4月25日（木）正午まで（必着）

（イ） 提出先 うるま市消防本部 消防政策課 消防企画係

（ウ） 提出方法 電子メール（着信確認を行うこと。）

5 参加資格の喪失

(1) 参加意向申出書の提出期限の日又は指名通知日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

ア 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

イ 第1章4（1）及び第2章1で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第2章 企画提案書等について

1 企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）の作成・提出

(1) 企画提案書等は、「提案書作成要領」に基づき作成・提出するものとする。

(2) 提出先 うるま市消防本部 消防政策課 消防企画係

(3) 提出期限 令和6年6月7日（金）午後5時まで（必着）

- (4) 提出方法 持参又は郵送（持参する場合は、提出先と調整し提出すること。）
（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

2 企画提案書等作成にあたっての留意点

- (1) 提案は、簡潔に記述すること。
- (2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
- (3) 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は不要とする。

3 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) プロポーザル方式実施説明書第2章1に定める条件に適合しない提案。
- (2) 虚偽の記載をした提案。
- (3) 第1章3に示した参加資格を有しない者の提案。
- (4) プレゼンテーションに出席しなかった者の提案。
- (5) 提案見積金額が、実施説明書に示した契約上限金額を超える提案。

4 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求められることがある。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (6) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (7) 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- (8) 提出された書類は返却しないものとする。
- (9) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第3章 審査の手続き及び受託候補者の特定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が選定した選定委員会が次のように行う。

(1) 審査の実施

ア 審査（プレゼンテーション）

(ア) 実施日 令和6年6月21日（金）（予定）詳細については対象者に別途連絡する。

(イ) 審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書の説明のために、必要な機材の使用を認める。

(ウ) 評価基準に従い審査を行う。

(エ) プレゼンテーションへの出席者は5人以内（本業務に関わる統括責任者及びプレゼンテーションを実施する主任技術者は参加必須）とし、プレゼンテーション時間は1者あたり50分程度（説明30分、質疑20分程度）を予定している。

(オ) 審査では、提出された企画提案書に沿ったプレゼンテーションを実施すること。

(カ) プレゼンテーションで使用するモニター又はプロジェクター及びスクリーンについては、市で用意する。説明用の機器やHDMIケーブル等は提案者にて準備すること。

(キ) プレゼンテーションの実施順は、企画提案書の提出時に、くじにて決定する。なお、郵送で送付した者は、委員長が、くじにて決定する。

イ 評価基準 「候補者選定基準」のとおり。

2 受託候補者の特定

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。

(3) 最低基準点をあらかじめ設定している場合

審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(4) 特定・非特定の通知

提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により速やかに通知する。

3 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次の(1)、

(2)に該当することとなった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての特定は取り消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を

新たな受託候補者として手続きを行うものとする。

- (1) 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくな
ったとき
- (2) 第1章4(1)エ及び第2章1で示す書類に虚偽の記載をしたとき

4 審査結果に対する異議申し立てについて

- (1) 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

第4章 その他

1 その他

本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。